

鹿児島県とTMI総合法律事務所との
デジタル化の推進に係る連携と協力に関する協定

鹿児島県（以下「甲」という。）とTMI総合法律事務所（以下「乙」という。）は、以下のとおり合意したため、この協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、鹿児島県のデジタル化を推進することにより、地域課題の解決及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) デジタル技術やデータを活用した社会課題の解決に関すること
- (2) 新たな取り組みにおける法的課題の整理・抽出に関すること
- (3) 人材の育成に関すること
- (4) その他鹿児島県のデジタル化の推進に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。

（協定の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも本協定を変更し又は終了させる旨の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義等の処理）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月30日

甲 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事

塩田 康一

乙 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

境田 正樹